

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 475

平成29年7月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

第6回通常総会を開催 —— 2～3

平成28年度決算報告が承認される

法人会の活動 —— 4

第12回法人会全国女性フォーラム

「鹿児島大会」に参加して —— 5

女性部会相談役 山中 一江

税務署だより —— 6

都税事務所だより —— 6

～国や地方公共団体は税金を使って
どのような活動をしているのだろうか～ —— 7

天三町会の歩み(Ⅱ) —— 8～9

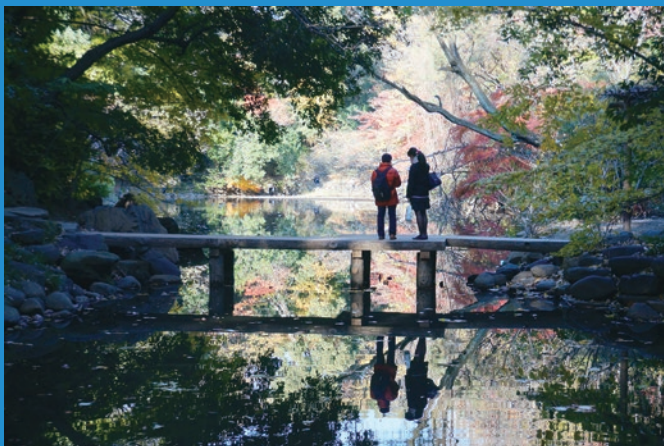
103万円の壁がなくなるのですか? —— 10

税理士・租税訴訟補佐人 野川 悟志

事務局だより —— 11



文京区社会福祉協議会会長賞
準特選 茅の輪ぐり
(根津神社) 福島 学



準特選 三四郎池でのデート
(東京大学) 鈴木 健之



佳作 こんにちはハチ公さん
(東京大学農学部) 鈴木 誠

第6回通常総会を開催 —加藤会長が再任される—

第6回通常総会が6月6日(火)、午後4時より東京ガーデンパレス「高千穂の間」で開催された。総会は五十嵐総務担当副会長の司会で始まり、まず、物故会員及び物故役員の方々に対して黙祷を捧げた後、定数報告がされた。続いて会長あいさつと感謝状の贈呈式が行われ、議長に加藤会長を選出、議事録署名人を選出し議事に入った。第1号議案「平成28年度決算報告承認の件」を熊谷財務委員長が説明した後、議長が採決をした結果反対は0名で承認可決された。

また、第2号議案「任期満了に伴う役員改選承認の件」については定款に定める方法により全理事・監事が承認可決された。なお、総会終了後、臨時理事会が行われ会長以下、業務執行理事が選定された。



▲ 退任される役員を代表して感謝状を受ける五十畑宏一氏

▲ 会員増強功労者表彰を受ける利根川芳明氏

▲ 個人賞を受ける田中元浩氏

▲ 加入勧奨努力賞を受ける星野秀明氏

平成28年度 事業報告

平成28年4月1日から平成29年3月31日

活動の概況

本年は公益社団法人への移行5年目であり新公益法人制度の下、全法連が新たに制定した法人会の理念の下、「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、活動の更なる充実に努め、事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に力点を置きながら、行政と連携した公益性の高い事業展開に努めると共に法人会活動の活性化のため、会員増強及び会財政の健全化についても一層力を注ぎました。

また、法人会創立65周年と併せて女性部会創立45周年記念式典を文化シヤッター BX ホールに於いて挙行し、講演会では(株)喜代村の木村清社長より経営理念についてお話を伺いました。

その中で特筆すべき事項は次のとおりです。

- ① 税法等研修会として「国税及び地方税」に関する改正事項について、年2回説明会を開催いたしました。その内、1回は青年部会6月研修会として、社会保険労務士による「長時間労働対策」について解説をいたしました。
- ② 税を考える週間行事の一環として、本郷税務連絡協議会と共に税務署長講演会を開催し「～税務・雑感いろいろ～」と題して日頃伺うことができない貴重なお話を伺いました。
また、東京小売酒販組合本富士支部並びに本郷間税会との共催で「酒税法とワインを楽しむ基礎知識」を開催し、東京上野税務署酒類指導官とアサヒビールのワインアドバイザーの方より解説をして頂きました。
- ③ 青年部会では管内の公立小学校6年生を対象にした租税教室を開催し、税金に関心を持ってもらうことや社会のためにどのように使われているかなどを正しく理解してもらうことを目的に毎年「授業内容検討会」で協議し、新たな教材や趣向を凝らした指導方法を展開しており、駒本小学校・本郷小学校では公開授業として児童だけではなく保護者の方に対しても“法人会の租税教室”を広報いたしました。
- ④ 女性部会では租税教育活動の一環として、国税庁の後援を頂いている「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、税金が毎日の生活の中や社会でどのように使われているか、税について関心を深めて頂くと共に図工学習にも貢献するため実施しており、管内8校より388点の応募がありました。
なお、作品の中より税務署長賞・法人会会長賞・文京区長賞・文京都税事務所長賞・女性部会賞ほか優秀賞が納税表彰式に於いてご披露されました。
- ⑤ 源泉部会が中心になり、年末調整説明会のほか、労務セミナーを開催し重要改正法など身近な労務事務について説明会を開催いたしました。
また、源泉基礎講座を年3回開催し、税制改正事項や源泉所得税に関する適正な取り扱いについて研修会を開催いたしました。

- ⑥ 会員増強活動に関しては、支部別加入目標を50社と定め役職員、関係機関とも一丸となって推進して参りましたが、依然と経済環境の厳しさが続き、結果45社に留まり純増には至りませんでした。
また、3月16日には新会員の方々を対象とした税務研修会並びに名刺交換会を開催し39名の方が参加されました。
- ⑦ 第2支部では税務研修会と併せて「会員の集い」を実施、41名の方々が参加され様々な情報交換の場となりました。
- ⑧ 定例の研修会、地域貢献事業、委員会、支部活動につきましては概ね例年のとおり実施されました。
※誌面の都合上すべてを掲載できませんので、議案書をご希望の方は事務局までご請求ください。

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	26,527,817	25,173,167	1,354,650
流動資産合計	26,527,817	25,173,167	1,354,650
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	12,580,860	16,222,000	-3,641,140
社会貢献活動引当資産	6,500,000	6,500,000	0
周年行事引当資産	6,000,000	2,163,197	3,836,803
創立65周年行事引当資産	0	1,836,803	-1,836,803
事務強化引当資産	2,000,000	0	2,000,000
特定資産合計	27,080,860	26,722,000	358,860
(2) その他固定資産			
什器備品	0	4	-4
電話加入権	115,000	115,000	0
敷金・保証金	480,400	480,400	0
その他固定資産合計	595,400	595,404	-4
固定資産合計	27,676,260	27,317,404	358,856
資産合計	54,204,077	52,490,571	1,713,506
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	216,979	231,488	-14,509
未払法人税等	70,000	70,000	0
流動負債合計	286,979	301,488	-14,509
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,580,860	16,222,000	-3,641,140
固定負債合計	12,580,860	16,222,000	-3,641,140
負債合計	12,867,839	16,523,488	-3,655,649
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	41,336,238	35,967,083	5,369,155
一般正味財産合計	41,336,238	35,967,083	5,369,155
(うち特定資産への充当額)	(14,500,000)	(10,500,000)	(4,000,000)
正味財産合計	41,336,238	35,967,083	5,369,155
負債及び正味財産合計	54,204,077	52,490,571	1,713,506

第41回わんぱく相撲文京区大会で租税教育活動を実施 —小石川法人会青年部会との合同—

ゴールデンウィーク真っ只中の4月30日(日)、文京総合体育館にて東京青年会議所文京区委員会主催による、「わんぱく相撲文京区大会」が開催されました。

当青年部会は小石川法人会青年部会と共に相撲トーナメントを待つ児童やその兄弟を対象に、税金クイズを実施しました。小学校低学年の児童や未就学

青年部会長 埴 英幸

児のお子さんは問題の内容を保護者に聞いたりして一生懸命回答している姿を見て微笑ましく感じました。

約200名を対象に税金クイズに参加していただき、理解することが難しくても少しでも「税金」という言葉が印象に残ってくれたのではないかと思います。



▲ 児童の質問に答える埴青年部会長(中央)



▲ 受付をする小石川法人会青年部会の役員方と当会の役員

第2回源泉基礎講座「給与所得の源泉徴収事務」 —給与・賞与の税額計算—

第2回源泉基礎講座が6月1日(木)、午後2時より本郷税務署会議室で開催され、講師の源泉担当、八木調査官が資料を基に毎月の給与や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務の流れや年末調整事務等の流れ、給与所得の範囲、各種控除の種類と要件について説明した後、演習問題と解説がされた。



▲ 説明をする八木調査官

ゼロから始める簿記入門講座が開講 —試算表の作成から決算までを学ぶ—

地域連携講座 PART1 として「ゼロから始める簿記入門講座」が文京学院大学との共催により、6月6日(火)午後7時より同、生涯学習センターに於いて全4回シリーズで開講した。講師は税理士で文京学院大学講師の柴野宏行先生。この講座は数字の苦手な方向けに基本的なルールを分かり易く説明する講座で最終回には修了証が交付される。



▲ 講師を務める柴野宏行先生

第12回 法人会全国女性フォーラム 鹿児島大会に参加して ～輝け女性!その風は南から～

女性部会相談役 山中 一江

女性部会の全国大会が4月7日(金)午後2時から鹿児島市、城山観光ホテルで開催され、全国から1700名の女性部会員が集いました。

鹿児島は明治維新の大きな動きを創り出し、政治や社会変革をもたらした人物を多く輩出してきた地。

今回の記念講演も(株)国際協力銀行代表取締役専務取締役の林信光氏による「明日の社会と税金を語る～霞が関からワシントンまで～」との演題でした。

政治の表舞台を支えてきた官僚としての経験から見えたこと等、大変貴重な内容を楽しく講演くださ

いました。

政治や歴史の視点を意識し現状を考える良い機会となりました。

そして宿泊ホテルの大浴場では「今日は何処から?」と方言交じりの会話が楽しそうにあちらこちらから聞こえてきました。

面識は無くとも、女性部会というご縁で結ばれたお仲間の存在が地域や日本を支える力になって行くと強く感じ、心もほっこり温まりました。



▲「絵はがきコンクール入賞作品」の紹介



▲ 祝辞を述べる
国税庁 川嶋課長部長

▲ あいさつをする
吉田全法連女連協会会長



▲ 会場に展示された税に関する絵はがき



▲ あいさつをする全法連池田弘一会長



▲ 記念講演をする林信光氏



▲ 左より女性部会の松沼智性子、富田留美子、岡内多恵子、飯村早苗、山中一江の各氏

税に関する 高校生の作文

平成29年度 第56回

募集

応募資格 高校生

テーマ

税の意義と役割について考えたこと

税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて思ったこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば何でも結構です。
例えば…

- 社会との関わりの中で自分が体験したことを通じて、税について考えたこと
- 税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと
- これからの社会の在り方について、税の観点から考えたこと など

※作文の題名は自由です。また、応募作品は、本人が創作した未発表のものに限ります。

締切り

平成29年9月5日(火)必着

提出先

最寄りの税務署

応募点数

1人1編 (文字数:800字以上 1200字以内)

作文の冒頭には、学校名・学年・氏名(ふりがな)・題名を、末尾には応募者の住所を記載してください。上記学校名等は、文字数に含みません。

※優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

応募についての詳細は、税務署までお問い合わせください。

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します

23区内



一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分について、固定資産税・都市計画税の税額の2割を減免します(ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限る。)

※未申請の方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」を送付する予定です。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

中小企業者向け省エネ促進税制 ~法人税・個人事業税の減免~

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・千代田都税事務所 法人事業税・個人事業税班 03-3252-7141
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091

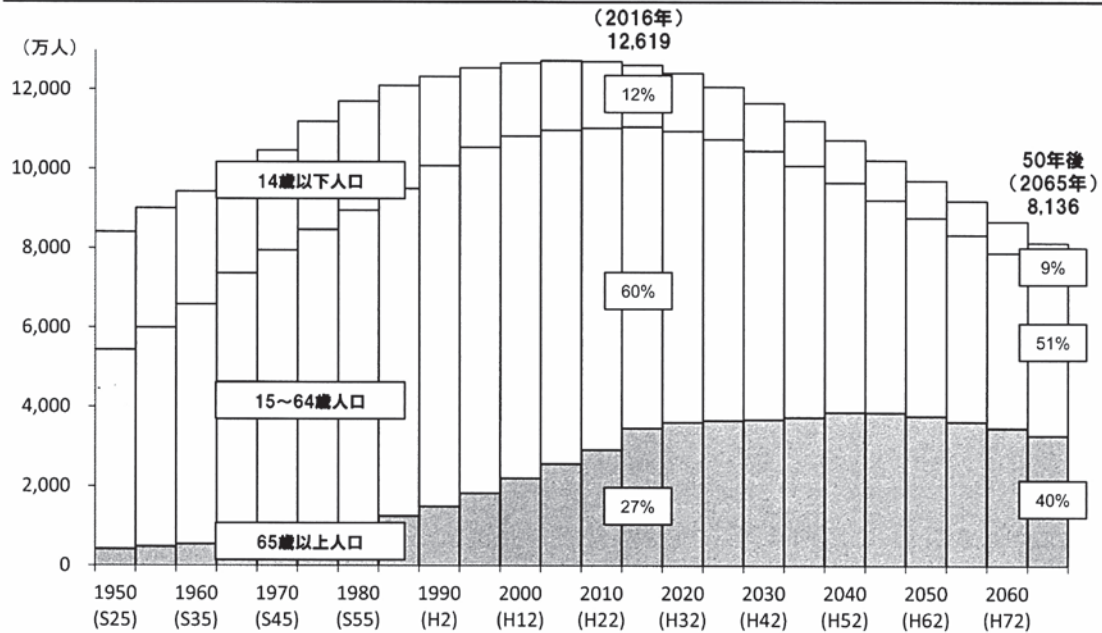
～国や地方公共団体は税金を使って どのような活動をしているのだろうか～

— 法人会では税制改正要望を通して社会保障と税の一体改革を考えます —

私たちの身の回りには、国や地方公共団体（都道府県、市町村）による「公共サービス」や「社会資本（公共施設）」があり、これらを提供するために税金が使われています。税金は私たちが生活していくための、いわば「会費」といえます。

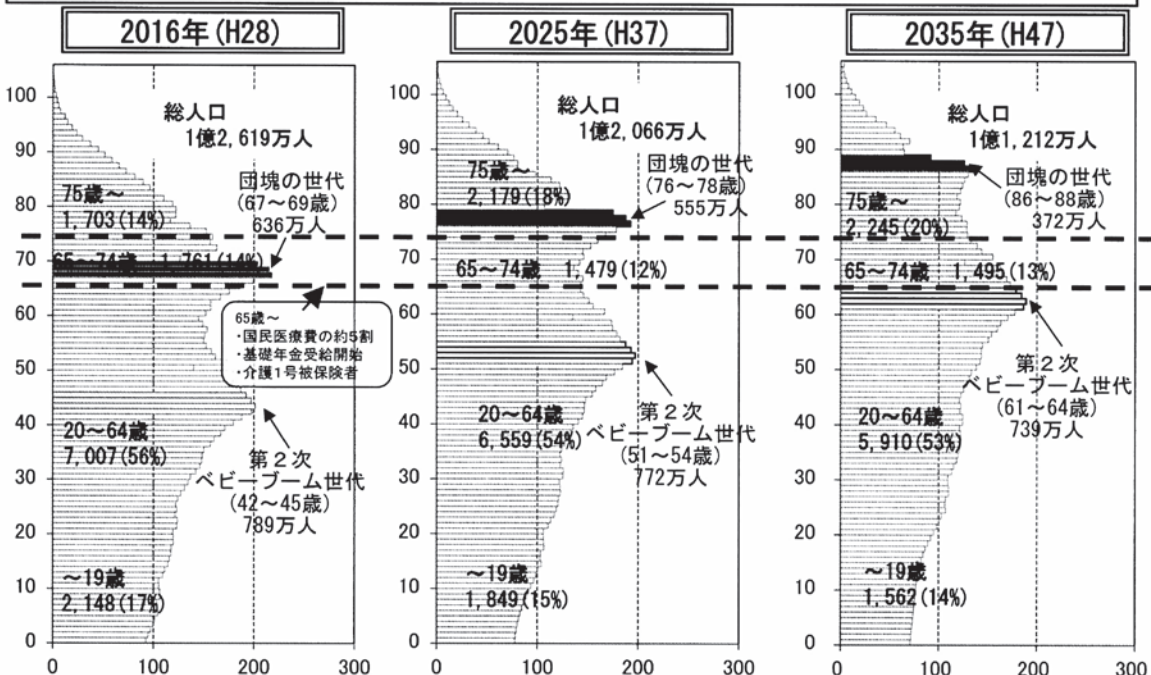
高齢化の進行

我が国は、人口に占める高齢者の割合が増加する高齢化と、出生率の低下により若年者人口が減少する少子化が同時に進行する少子高齢化社会となっています。



(出典) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

2025年には団塊の世代(1947～49年生まれ)全員が後期高齢者(75歳～)に移行し、高齢化率と平均年齢がともに継続的に上昇することとなります。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」

(注) 団塊の世代は1947～49(S22～24)年、第2次ベビーブーム世代は1971～74(S46～49)年生まれ。(平成28年10月 財務省資料より)

この街にこの人あり (Ⅱ)

天三町会の歩み

○祭りに血が騒ぐのがわが家の家系、「白梅太鼓」は永遠に不滅です。—— 綿引 一典 (白梅太鼓保存会 会長) 当時

○若い人たちには街のことも考えてもらいたいね—— 大道寺 晃平 (十字屋商店 会長) 当時

(文京区湯島3丁目33番～湯島3丁目38番、湯島3丁目42番～湯島3丁目47番)

綿引 一典 さん (白梅太鼓保存会 会長) 当時

物心ついたときから、オヤジはお祭りが大好きでした。一人で浅草やどこにでも神輿を担ぎにいていましたが、子ども心に「格好いい!」と思いましたね。

銭湯に行くと、オヤジに惹かれた何人かのグループができて、どんどんメンバーが増えたので、「天三若睦会」をつくり、その後「神輿同好会」になって、会長になったんですよ。

私が中学三年のとき、池之端で一ヶ月間盆踊りをやったことがありました。そのとき「太鼓って格好いい。俺たちでもやろうぜ!」ということになって、町会会館の三階を借りて練習を始めるようになったんです。それが「白梅太鼓」の始まりですよ。

オヤジは太鼓を揃えてくれたり、盆踊りの会場を湯島天満宮に移してくれましたが、天満宮の盆踊りが知れわたると、商店会がバックアップして踊りや太鼓のコンクールもやりました。太鼓の応募は多いときは五〇組もあって、一日ではできないから、少年の部と青年の部に分けて、ようやく夜十一時ころに終

わるということもあったね。

「湯島天神太鼓保存会」をつくったのは三五年ほど前です。最初は「天神太鼓」と呼んでいて、男性しかいませんでした。ところが、娘が一〇歳ころから太鼓を始めると、次第に女性が増え、そこで名称を女性メンバーにふさわしい「白梅太鼓」にすることになったんですよ。女子の太鼓チームは全国でわれわれが最初です。

白梅太鼓の特徴は、「粹」のひとつですよ。「あつ、これは東京、江戸っ子の太鼓だな」と感じてもらえると思いますね。全国大会に出場するといつも優勝しますが、やはり、その土地、土地の情緒がしみ出ないと、おもしろくありません。

わが家は「お祭りごと」の家系で、しっかり血筋を受け継いでいるようです。娘も太鼓はもちろん、神輿を担がせてもうまいし、孫は生まれて七ヶ月ぐらいのときから太鼓を叩きましたからね。「白梅太鼓」は将来ずっとみんなに喜んでもらえると思いますよ。



▲ 華麗に舞いながらのバチさばき



▲ 舞台上で繰り広げられる白梅太鼓の熱演

大道寺 晃平 さん (十字屋商店 会長) 当時

私のオヤジが小田原から東京に出て質屋に奉公した後に独立し、十字屋を名乗ってもう一〇〇年になりますが、私は「蝶よ花よ」と育てられました。きっと、関東大震災がなかったら、ろくな人間になっていなかったでしょうね。やはり試練というのは人間にとって必要なんですよ。

戦争のときは予備役として南方に従軍しましたが、軍曹として阿南惟幾陸軍大将にはずいぶんかわいがられましたね。護衛や車の運転もしましたし、収容所で現地の罪人を看守することもやってきました。

戦争で商売は一からやり直してでしたが、日本に引き揚げると、まず氏神さまにお祈りしなければならぬと思って湯島天神に行きましたね。社会というのは「社」で「会う」と書き、「社」が中心にならなければいけないと思ったからですよ。

ところが神社に行ってみると、もうそこは荒れ果て、ゴミの捨て場になっていました。犬や猫の死体もころがり、悪臭が漂っていたんです。

そこで、梅園をつくろうということになり

ました。最初は神社も反対でしたが、私は綿引さんと、勤労奉仕によって約三年間で完成させるよう、すべてを打ち込んで進めたいと力説して、町会あげて取り組むことになったんです。こうして梅園づくりが第三期にわけて行われ、三七〇本の梅を植えました。ご神木だった大きな公孫樹の木も神社の屋根が腐ってしまうからと説得し、消防署にあったレッカー車を借りて引き抜いたんですよ。

防犯のための活動や保護司も長年やりました。死刑囚も含めて二七人の青少年を更正させて世に送り出すこともできましたよ。今でも街で「大変お世話になりました」と声をかけられることがあります。こんなうれしいことはないね。若い人たちには「商売も大事だが、街のことも考えてもらいたい」と言いたいね。

(天三町会75周年記念誌(平成17年1月思い出放談)より掲載の為、内容が一部現在とは異なる場合があります。) 資料提供:小能大介氏

※法人会では地域に密着した興味や関心を引くような記事を募集しておりますのでご寄稿ください。



▲ 戦後に取り組んだ青少年の育成(旧天三町会事務所2階にて)

103万円の壁がなくなるのですか？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・租税訴訟補佐人 野川 悟志



リサ パート社員のAさんから質問があったのですが、Aさんの配偶者Bさんが受けられる所得税の配偶者控除の制度が変わるのですか。



サキ先生 いわゆる配偶者控除の103万円の壁については、平成29年度税制改正で配偶者特別控除とともに見直され、新しい制度は平成30年分以後の所得税について適用されます。

まず、話題になった103万円の壁について、お話しします。分かりやすくAさんを例にしますと、配偶者控除は、Aさんのその年の収入が給料収入のみの場合には、給与所得金額（給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額）が38万円以下であれば、Bさんが38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円ですが、今号では詳述しません）の所得控除が受けられる制度です。

したがって、Aさんの給与の収入金額が103万円である場合、給与所得控除額の65万円を差し引くと給与所得金額は38万円になり、Bさんは配偶者控除が受けられることになります。このため、配偶者控除が受けられる給与収入の上限として103万円の壁と言われてきました。



リサ 給与の収入金額が103万円を超えると控除は受けられないのですか。



サキ先生 Aさんの給与所得金額が38万円を超える、つまり給与収入が103万円を超えると、配偶者控除は受けられませんが、控除額38万円を上限に配偶者控除とは別の配偶者特別控除の適用があります。ただし、所得制限があって、Bさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。

今回の改正では、配偶者特別控除の控除額38万円の対象となるAさんの給与収入の上限が105万円未満から150万円に引き上げられ、改正後は給与の収入金額が103万円を超え、150万円までは38万円の配偶者特別控除（Bさんの合計所得金額が900万円以下の場合）を受けられます。



リサ 給与の収入金額が150万円を超えると配偶者特別控除は受けられないのですか。



サキ先生 まず、事業者の納税地（一般的には、本店の所在地）の所轄税務署長に申請書を提出して、許可を受ける必要があります。



リサ 許可を受ければ、免税で販売できるのですか。販売の際に気を付けることはありますか。



サキ先生 配偶者特別控除は受けられますが、AさんとBさんのそれぞれの合計所得金額に応じて控除額は遡減します。ただし、改正後はいずれの制度もBさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用はありません。これまでお話した改正後の制度の概要を表にまとめてみましたが、給与収入などによって適用される制度と控除額が異なりますので注意が必要です。

給与収入（Aさん）	合計所得金額（Aさん）	配偶者控除（13,26,38万円）	配偶者特別控除（1～38万円）	合計所得金額（Bさん）
103万円の場合	38万円	38万円	—	900万円以下の場合
		26万円	—	900万円超 950万円以下の場合
		13万円	—	950万円超 1,000万円以下の場合
150万円の場合	85万円	—	38万円	900万円以下の場合
		—	26万円	900万円超 950万円以下の場合
		—	13万円	950万円超 1,000万円以下の場合

筆者紹介

野川 悟志（のがわ・さとし）

1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著「免税店のはじめ方」（税務経理協会）、「間違うと痛い！印紙税の実務Q & A」（共著、大蔵財務協会）など。HPは「しながわ税経事務所」で検索。



事務局だより

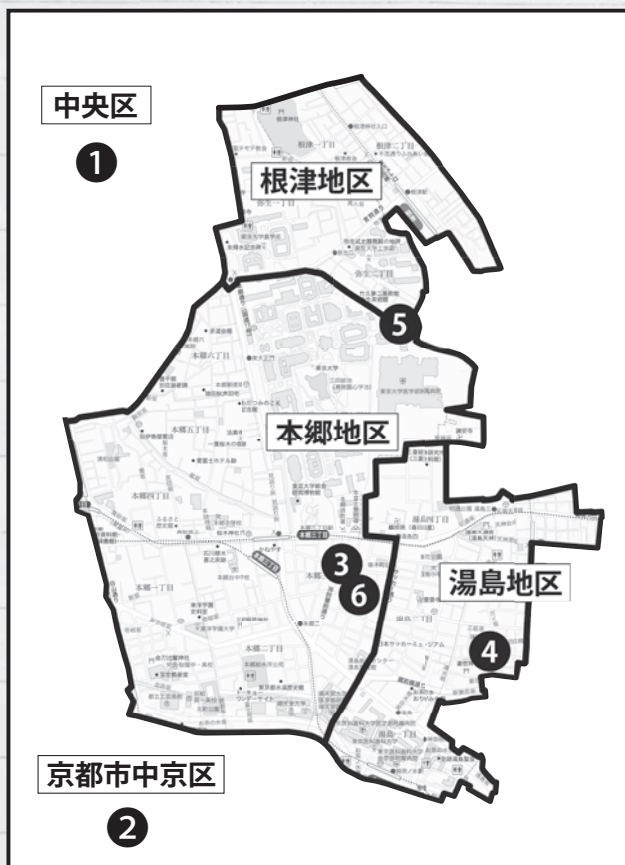
優良申告法人9社が表敬される一本郷優法会

平成29年4月・5月、優良申告法人の表敬基準を見事クリアした法人に、本郷税務署より表敬状が贈呈されました。表敬を受けられた法人の地道なご努力に敬意を表すとともにお喜び申し上げます。

新規表敬 株式会社 物流二十四
株式会社 防災メンテナンス
株式会社 増田製作所
株式会社 加藤萬製作所

再表敬 大和自動車整備 株式会社
株式会社 三共設備工業
株式会社 鳳明館
株式会社 三 誠
金原出版 株式会社

—新会員のご紹介—



- ① MORE Medical (株)
中央区日本橋久松町 10-10 久松ビル 3F 6659-8083
医薬品の輸入・販売・派遣等
- ② MASマリーゴールドアロマスクール
京都市中京区東大文字町 307-1 コネクトビル 3F 075-213-2231
アロマセラピスト養成スクール
- ③ (株) リーガル
文京区本郷 3-39-3 木村ビル 6F 3816-3177
広告制作・印刷
- ④ ABIKO創研(株) (アビコソウケン)
文京区湯島 3-6-9 高橋ビル 2F 5846-8323
情報処理
- ⑤ (株) 廣川鉄男事務所
文京区弥生 2-2-3 5615-8705
出版業
- ⑥ (株) 竹内調剤薬局
文京区本郷 3-25-13 3814-0203
医薬品小売業

7月号 編集後記

広報委員長の松下です。今号はいかがだったでしょうか。最新の税務知識・行政の動向のフォローと各社の本業の活性化への貢献が本誌の目的ですが、特に昨今は少子高齢化、経済のグローバル化で税収、税の使い方への関心が高まっています。併せて「面白さ」、「知的好奇心の満足」も両立させるのが我々の課題です。編集委員も前号から一部入れ代わり、新たな気持ちで取組んでいます。皆様のご意見や、地域・町会の戦前戦中に限らず、様々なエピソードなどのご寄稿を本郷法人会事務局まで頂ければ幸いです。(松下記)

平成28年度「税に関する絵はがきコンクール」優秀賞（順不同）



安井 結木 さん
(誠之小学校 第5学年)



中村 愛梨 さん
(誠之小学校 第6学年)



井浦正太郎 さん
(汐見小学校 第6学年)



加々美相乃 さん
(誠之小学校 第6学年)



奥原 翠 さん
(駕籠町小学校 第5学年)



小口 輝 さん
(誠之小学校 第6学年)



根木 美羽 さん
(誠之小学校 第6学年)



神垣 早希 さん
(誠之小学校 第6学年)



辻岡 奈々 さん
(汐見小学校 第6学年)



野島 康生 さん
(駕籠町小学校 第5学年)



金 建昊 さん
(湯島小学校 第6学年)



齊藤 寧 さん
(汐見小学校 第6学年)



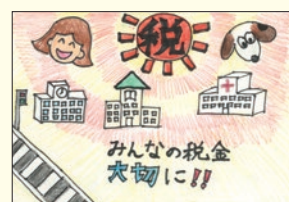
土屋 朱里 さん
(駒本小学校 第6学年)



小川 璃子 さん
(誠之小学校 第6学年)



徳永 唯杏 さん
(駕籠町小学校 第5学年)



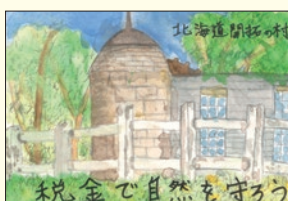
松井 佳江 さん
(誠之小学校 第5学年)



林原 隆誠 さん
(誠之小学校 第5学年)



江島果乃美 さん
(誠之小学校 第5学年)



稲垣 風音 さん
(汐見小学校 第5学年)

たくさんのご応募ありがとうございました!

法人会では租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」を実施しており、今年度は388点の応募がありました。

主催：公益社団法人本郷法人会 女性部会 / 公益財団法人全国法人会総連合
後援：国税庁・文京区教育委員会・文京区租税教育推進協議会